

令和元年度

福岡県雇用対策協定に基づく事業計画

福 岡 県

福 岡 労 働 局

目 次

第1 趣 旨	1
第2 福岡県雇用対策協定に基づく令和元年度の取組	
1 「働き方改革」に向けた取組	
（1）働き方改革の実現	2
（2）公正な待遇確保と多様な正社員の普及	3
（3）仕事と家庭の両立支援	4
（4）生産性向上の推進に向けた最低賃金額の改定に係る周知	5
2 地方創生に向けた取組の推進	
（1）「福岡県働き方改革・地域活性化促進プロジェクト」の推進	5
（2）企業等における人材確保の推進	6
（3）「東京圏からの移住・就業支援事業」の円滑な実施	7
3 多様な人材の活躍促進	
（1）ハローワークの求人情報等の提供	8
（2）女性の活躍の推進	8
（3）若者の活躍促進	10
（4）中高年齢者の活躍促進	15
（5）「70歳現役社会～生涯現役社会」の実現	16
（6）障がいのある方の活躍促進	17
（7）外国人材の受け入れ支援	19
（8）様々な求職者への支援	20
4 公共職業訓練、求職者支援制度を活用した能力開発	22

第1 趣旨

福岡県と福岡労働局は、誰もが意欲と能力を生かして働くことができる社会の実現に向け、相互に連携・協力して施策を推進することを目的に、平成27年10月22日に「福岡県雇用対策協定」を締結した。

この協定に基づき、福岡県、福岡労働局及び県内各公共職業安定所は、地域の実情に応じた雇用創出の取組や、きめ細かな実効性のある就職支援等を密接な連携の下に効果的、一体的に実施するため、「福岡県雇用対策協定に基づく事業計画」を取りまとめ、各施策に対する相互理解を深めつつ、雇用問題の改善に強力に取り組む。

なお、目標設定に当たっては、令和元年度の数値を目標として定めるものとする。

また、福岡県知事及び福岡労働局長は、本計画に定める取組以外についても、両者が進める雇用創出の取組、就職困難者への自立支援、地元企業雇用調整時の離職者の再就職支援、企業誘致に際しての人材確保、その他各施策への連携・協力等について、相互に要請があった時は、その要請に誠実かつ迅速に対応するよう努める。

第2 福岡県雇用対策協定に基づく令和元年度の取組

1 「働き方改革」に向けた取組

(1) 働き方改革の実現

人口減少が進む中、限られた労働力で経済の好循環を実現するためには、生産性の向上と、労働者が生き生きと働ける魅力ある職場づくりが必要である。そのため、生産性向上等を目指し、職場環境や待遇の改善をおこなう「働き方改革」の実現に向けて、企業に働きかける。

【福岡県の取組】

- 働き方改革の気運醸成や企業への具体的な取組の支援を関係機関と連携し行い、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進をはじめとした企業の働き方改革を推進する。
 - ・優れた企業を表彰する「雇用管理改善企業・職場表彰」を実施する。
 - ・「ふくおか・よかばい・かえるばいキャンペーン」を実施し、働き方改革に取り組む企業の拡大を図る。
 - ・「働き方改革アドバイザー」を企業に派遣し、個別相談、企業内研修を実施する。
 - ・専門家のサポートにより、身近なモデルとなる具体的事例を創出し、その実行プロセスを県内4地域で紹介し、働き方改革の横展開を図る。
- チャレンジふくおか「働き方改革推進協議会」において、福岡労働局及び労使団体等と連携して、働き方改革の推進を図る。
- 福岡労働局の設置する「福岡働き方改革推進支援センター」と連携し、より多くの企業への施策の浸透を図る。

《目標》

働き方改革に取り組む企業数 300社 (令和元年度)

【福岡労働局の取組】

- チャレンジふくおか「働き方改革推進協議会」を開催し、福岡県における働き方改革等の課題について、地方創生やワーク・ライフ・バランスの視点も踏まえながら、福岡県及び労使団体等を交えて継続的に協議を行う。また、平成31年2月26日に同会議で改定した「地域推進プラン」に基づき、構成団体と協働して県内企業の「働き方改革」を推進する。
- 企業訪問等を通じて県内企業の経営トップ等に対して、働き方改革の推進に向けて、以下の事項について働きかける。
 - ・長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等働き方・休み方の見直し
 - ・ノー残業デーの導入・定着の促進
 - ・プラスワン休暇の推進（連休にプラス1日以上有給休暇の取得付与）
 - ・計画的年休付与制度の普及促進
 - ・仕事と生活の調和、女性の活躍推進、治療と仕事の両立等仕事と家庭の両立支援の推進
- 長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進等企業への具体的な取組支援を福岡県等関係機関と連携して推進する。企業の取組支援に当たっては、連携協定を締結した金融機関と連携を図る。

- 平成30年度に開設した「福岡働き方改革推進支援センター」の体制を拡充し、働き方改革関連法への対応や人材確保等に課題を抱える企業に対して以下の支援を行う。
 - ・ 電話相談等による個別相談
 - ・ 企業訪問による相談支援
 - ・ 商工会議所等における出張相談会、セミナーの開催
 - ・ よろず支援拠点、生産性向上人材育成センター、生活衛生関係営業等の収益力向上に関するセミナーでの相談支援等関係機関との連携

(2) 公正な待遇確保と多様な正社員の普及

福岡県と福岡労働局は、相互に連携・協力し、企業における正規雇用の拡大、同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善、長時間労働の是正等を通じて、労働者の雇用の安定と企業における人材確保を図る。

また、改正労働契約法に基づく無期転換ルールにより、平成30年4月以降、多くの有期契約労働者に無期転換申込権が発生しているため、福岡県と福岡労働局は連携して、セミナーの開催等により、労使双方に対し、無期転換ルールの周知啓発を行うとともに、多様な正社員制度の導入も含めて無期転換ルールへの対応を促す。

さらに、令和2年4月1日から施行されるパートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法の改正について、非正規労働者の労働条件を改善し、均等・均衡待遇の実現を図るため、福岡県と福岡労働局は連携して説明会の開催等により、改正法の周知・徹底を図る。

【福岡県の取組】

- 福岡県正規雇用促進企業支援センターにおいて関係機関と連携し、企業に対し以下の取組を行う。
 - ・ 支援企業対象の会社説明会を開催するとともに、年代別センターが開催する合同会社説明会等への参加案内を行う。
 - ・ 企業のPR方法等に関する指導、採用に関する知識・ノウハウを伝えるセミナーを実施する。
 - ・ 限定正社員制度の制度説明、導入支援を行い、従業員の職場定着を促進する。
 - ・ 就業規則や賃金体系の見直しに向けた助言を行う。
 - ・ 正規雇用の拡大に有効な制度（キャリアアップ助成金、トライアル雇用助成金）の紹介から申請アドバイスに至るまでの一貫した支援を行う。
 - ・ 正規雇用の促進に資する情報の提供を行う。
- 労働者や経営者等を対象に、働き方改革や正規雇用の促進支援、非正規雇用労働者の処遇改善など時期に応じた課題をテーマとした労働教育講座を、関係機関と連携して実施する。

《目標》

支援企業における正規雇用者数（正規雇用への転換を含む） 700人以上

【福岡労働局の取組】

- ハローワークの雇用指導官や求人者支援員等が事業所を訪問する際は、福岡県正規雇用促進企業支援センターのリーフレットを持参し、支援センターの周知及び利用案内を行う。
- ハローワークにポスターを掲示するとともに、求人窓口の机上にリーフレットを設置の上、必要な事業所にリーフレットを手交し、福岡県正規雇用促進企業支援センターの周知及び利用案内を行う。
- ハローワークで実施する事業主対象の説明会やセミナーにおいてリーフレットを配付し、福岡県正規雇用促進企業支援センターの周知及び利用案内を行う。
- 助成金センターにおいて、キャリアアップ助成金の確認通知（計画書写し）に、福岡県正規雇用促進企業支援センターのリーフレットを同封する。
- 助成金説明会において、福岡県正規雇用促進企業支援センターのリーフレットを説明会資料として配付する。
- 福岡労働局が若年者地域連携事業で実施する採用力向上企業支援セミナーにおいて、福岡県正規雇用促進企業支援センターのリーフレットをセミナー資料として配付する。
- 雇用形態に関わらない均等・均衡待遇を確保するため、「福岡働き方改革推進支援センター」を活用し、事業主へのきめ細かな支援に努める。また、福岡県との連携等により、セミナー等を通じて、無期転換ルールの円滑な導入及び「多様な正社員」の普及・拡大を図る。
- 福岡労働局では、パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法改正に係る事業主を対象とする説明会を福岡県と連携して開催する。

（３）仕事と家庭の両立支援

希望出生率1.8の実現、介護離職ゼロに向け、育児休業や介護休業等を取得しやすい環境を整備するため、福岡県と福岡労働局は連携して仕事と家庭の両立支援に向けた取組を強化する。

【福岡県の取組】

- 働き方改革の気運醸成や企業への具体的な取組みの支援を行い、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進など企業における働き方改革を推進する。（再掲）
- 九州・山口地域の各県・経済団体が一体となったワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンの展開により、民間事業所におけるワーク・ライフ・バランスの認知度向上を図る。
- 仕事と子育ての両立を支援するため、子育て応援宣言企業登録制度の取組を推進する。
- 「子育て応援宣言企業7000社大会」を開催し、男性の家事・育児等への参加促進など、社会全体で子育てを応援する気運の醸成を図る。
- 仕事と介護の両立を支援するため、介護応援宣言企業登録制度の取組を推進する。
- 家族等の介護と仕事の両立を支援するため、専門職を相談員として配置し、認知症を含む介護と就労に関する相談に、ワンストップで対応可能な「休日街かど相談」及び企業の従業員等を対象とした「出前講座・相談」を実施する。

《目標》

子育て応援宣言企業の登録数 8,000社（令和3年度まで）

【福岡労働局の取組】

- 育児休業や介護休業等を取得しやすい環境を整備するため、平成29年1月及び10月から施行された改正育児・介護休業法の確実な履行確保を図る。
- 改正により有期契約労働者の育児休業の取得要件等が緩和されたことも踏まえ、有期契約労働者が多く雇用されている業種・企業に対し規程の整備を促す。また、介護を行う労働者が就業を継続できるよう介護休業の分割取得や介護休暇の半日取得等改正された介護休業・休暇制度の周知を図る。
- 福岡県と連携し、仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主への各種助成金の支給等を通じて、事業主の取組を促進する。
- 仕事と子育て等の両立を可能とする等ワーク・ライフ・バランスの実現に資する働き方改革であるテレワークについて、福岡県と連携し、適正な契約条件下における良質なテレワークの普及を促進するとともに、在宅就業を良好な就業形態として推進する。

（４）生産性向上の推進に向けた最低賃金額の改定に係る周知

福岡県と福岡労働局は、最低賃金・賃金引き上げに向けた中小企業、小規模事業者への支援を推進する。

【福岡県の取組】

- 最低賃金の改定の周知について、県庁内各課や出先機関、県関係機関へポスター、チラシを送付するとともに、県ホームページや広報媒体（各戸配布広報誌、新聞定期広告、ラジオ等）を活用した広報を行う。
- 県が主催する企業対象のセミナーや業界団体向け各種説明会等において、業務改善助成金等のチラシ配布や事例紹介など企業の生産性向上に関する支援措置の周知・広報を行う。

【福岡労働局の取組】

- 最低賃金については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、年率3%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、より早期に全国加重平均が1,000円となることを目指すとされている。最低賃金・賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援を図るため、地方公共団体及び商工会議所等経営者団体に対する最低賃金の改定及び業務改善助成金等の周知を積極的に行い、円滑な実施を図る。

2 地方創生に向けた取組の推進

（１）「福岡県働き方改革・地域活性化促進プロジェクト」の推進

福岡県と福岡労働局は、国の補助事業である「地域活性化雇用創造プロジェクト」を活用した「福岡県働き方改革・地域活性化促進プロジェクト」の推進において、積極的に連携を行い、良質な雇用の創出と労働者の定着を支援する。

【福岡県の取組】

- 働き方改革に取り組むプロジェクト対象分野の中小企業を対象に、コーディネーターの派遣による働き方改革推進の支援、働き方改革に資する人材の雇用に要する経費助成を実施する。
- 求職者や労働者にとって有用な情報の提供及び即戦力に必要なスキルを身に付ける場を提供するとともに、育成した人材が就職するところまで一貫したケアを実施する。

【福岡労働局の取組】

- 働き方改革に関連したイベントやセミナー等において、参加企業に対してプロジェクト及びプロジェクトで実施する各種事業や助成制度について周知する。
- 福岡県が実施する求職者・労働者向けの講座について、ハローワークにチラシ等を設置するなどし、対象者に対して積極的な周知を図る。
- 地域雇用開発助成金の上乗せ支給による支援を行う。

※ 地域活性化雇用創造プロジェクト

都道府県が提案する事業構想の中から、コンテスト方式により、産業政策と一体となった正社員雇用創造効果が高いプランを国が選定し、その実施費用の一部を補助するもの。

(2) 企業等における人材確保の推進

福岡県と福岡労働局は、福岡県が推進する産業政策に関連する分野及び人材不足分野における人材確保に向け、相互に連携し、雇用関係助成金情報の提供、個別のマッチング支援等を行い、当該分野における迅速・円滑な人材の確保を図る。

【福岡県の取組】

- 企業立地等の情報について、随時福岡労働局への提供を行い、必要に応じハローワークを通じたマッチングを要請する。
- 福岡県福祉人材センターにおいて、福祉分野の無料職業紹介や就労相談、再就職支援、合同就職面談会、職場体験事業等を実施する。
- 福岡県社会福祉協議会において、潜在介護福祉士等の再就職支援のための就職準備金貸付を実施する。
- 福岡県ナースセンターにおいて、看護師等の無料職業紹介、就労相談や再就職支援のための各種研修会等を実施する。
- 福岡県保育士就職支援センターにおいて、保育士専門の無料職業紹介や潜在保育士の再就職支援のための保育所体験実習の実施、HP上で保育士の求職・求人情報検索ができる福岡県保育士就業マッチングサイト「ほいく福岡」を活用し、潜在保育士の求職を促す。
- 福岡県30代チャレンジ応援センターで実施する正社員就職応援セミナーにおいて、建設業や介護職等に係るセミナーを実施する。
- 福岡労働局から提供を受けた建設職種関連の求人一覧表を、福岡県若者しごとサポートセンター等に掲示する。

- 「建設業労働災害防止協会への加入」及び「建設雇用改善」の取組で要件を満たす事業所を、競争入札参加資格審査の加点対象とする。
- 福岡県の指定を受けた介護福祉士養成施設（短期大学や専門学校等）及び介護福祉士実務者養成施設で、介護福祉士の資格取得を目的とした研修を実施する。
- 短期大学や専門学校等の民間教育訓練機関に委託し、保育士や介護福祉士等の資格取得を目的とした1年から2年間の職業訓練を実施する。

【福岡労働局の取組】

- 福岡県から企業立地等の情報が提供された場合は、ハローワークに情報提供し、事業所情報の収集、求人の確保及び個別のマッチング支援を実施する。
- 福岡県が推進する産業政策の関連企業の求人情報等の提供があった場合は、必要に応じてハローワークを通じて迅速・円滑なマッチングを実施する。
- 福岡県の産業政策関連分野の企業に対して、雇用関係助成金に関するきめ細かな周知を行う。
- 福岡県が主催する福祉分野の合同就職面談会の開催に当たっては、面談会用求人の受理、職業相談ブースの開設、求職者への周知、誘導を積極的に行う。
- 福岡県ナースセンターと連携し、「ナースセンター・ハローワーク連携事業」により、支援対象の求職者及び求人に関する情報の共有、ハローワークのスペースを活用したナースセンターによる巡回相談の実施、両者の緊密な連携による支援対象の医療機関等を対象とした求人充足支援を行う。
- 福岡県福祉人材センターと連携し、ハローワークでの出張相談を実施する。
- 福岡県保育士就職支援センターと連携し、ハローワークでの出張相談を実施する。
- 保育士資格を持つ求職者に対して、「福岡県保育士就職支援センター」や「福岡県保育士就職支援資金貸付事業」のリーフレット等を活用し、積極的な周知を図る。
- 福岡県30代チャレンジ応援センターが実施する正社員就職応援セミナーについて、リーフレット等を活用して、若年求職者等に対して積極的な周知を図るとともに、求人・求職のマッチングを促進する。
- 求職者に対して、各種セミナー等において人材不足分野の状況を説明するなど、業界及び関係職種の情報を提供する。
- 建設職種関連の求人一覧表を作成し、定期的に福岡県に提供する。
- 建設業事業主団体が主催する会議等に参加し、求人・求職の動向や助成制度について説明を行う。

（3）「東京圏からの移住・就業支援事業」の円滑な実施

福岡県と福岡労働局は、福岡県が実施する「東京圏からの移住・就業支援事業」の円滑な実施に向け、積極的に連携を行い、効果的かつ確実な雇用の創出を支援する。

【福岡県の取組】

- 5年以上継続して東京23区に在住及び東京23区への通勤が確認できる者が県内連携市

町村に移住し、県が選定する事業所に就業した場合、連携市町村から支援金（1世帯100万円、単身者60万円）を支給する。※地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）事業

- 令和元年の連携市町村は、北九州市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、古賀市、うきは市、芦屋町、桂川町、大刀洗町、香春町、大任町、福智町、みやこ町とする。
- 県が選定する事業所とは、県内の戦略産業及び市町村等が推薦する事業所（中小企業が対象）で、県が設置する専用マッチングサイトに求人が掲載されたものとする。
- 福岡県が開催する企業向け説明会等において、県内企業に対して「中途採用者等支援助成金（UIJターンコース）」の情報の提供を行う。

【福岡労働局の取組】

- 福岡県が実施する東京圏からの移住・就業支援事業について、東京圏の労働局に対して管下ハローワークにおけるチラシの配架、求職者へのチラシ手交等周知や誘導を行うよう要請する。
- 福岡労働局が開催する企業向け説明会等において、県内企業に対する事業内容の周知や、その他事業の参考となる情報の提供を行う。
- 地方創生移住支援事業を利用した事業主に対して、「中途採用者等支援助成金（UIJターンコース）」の活用を促すことにより、雇用創出の支援を行う。

3 多様な人材の活躍促進

(1) ハローワークの求人情報等の提供

福岡県と福岡労働局は、ハローワークの求人情報及び職業紹介に必要な情報を共有することにより、労働力の需給調整を図る。

【福岡県の取組】

- ハローワークの求人・求職者情報を活用し、年代別・対象別就職支援センターをはじめとした就労支援施設における職業紹介の充実、マッチングの促進等を図る。
- 公正採用選考人権啓発推進員（以下「推進員」という。）を設置していない事業所（従業員30人以上）に対し、公正採用選考人権啓発指導員（以下「指導員」という。）による訪問指導を行い、推進員の設置を促進し、企業の公正採用・人材確保を支援する。

【福岡労働局の取組】

- 福岡県との職業紹介関連情報の共有に関する協定に基づき、求人への応募状況及び求人票には記載されていない詳細な労働条件や採用条件等、就職支援を効果的に実施するために必要な情報を提供する。
- 福岡県からの要請に応じて、関係職員に対する職業紹介技法や苦情処理の対応方法等に関する研修を実施する。
- 指導員による訪問指導を実施するために必要な情報を提供するなど、福岡県と緊密な連携を図り、従業員30人以上の事業所における推進員の設置を促進する。

(2) 女性の活躍促進

ア 女性活躍推進法の実効性確保等

福岡県と福岡労働局は、企業における女性活躍を一層進めるため、連携して広報等を行い、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等について、常時雇用する労働者が300人以下の中小企業も含めた企業の取組み促進を図る。

【福岡県の取組】

- 「福岡県女性の活躍応援協議会」を開催し、福岡労働局及び経済団体等を交えて、情報共有を行う。
- 福岡県女性の活躍推進ポータルサイトを活用して、県内企業の取組事例、セミナーやイベントの開催、県や国の支援施策などの情報提供を行う。

【福岡労働局の取組】

- 「福岡県女性の活躍応援協議会」の構成団体である福岡県と連携して、労使団体等に対し、中小企業を対象とした女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出等の周知の協力要請を図る。
また、福岡県と連携して、女性活躍推進に向けた取組内容の各種情報提供を行う。

イ 子育て女性等への就職支援

福岡県と福岡労働局は、子育て女性等の就職支援協議会等を通じて、「福岡県子育て女性就職支援センター」と「マザーズハローワーク」及び「マザーズコーナー」との相互の連携を深め、子育て女性等の就職支援を実施する。

福岡県子育て女性就職支援センター（北九州）とマザーズハローワーク北九州は、北九州市とも連携し、ウーマンワークカフェ北九州において、女性の就業生活における活躍を支援する。

【福岡県の取組】

- 県内4か所の子育て女性就職支援センターにおいて、個別相談から求人情報・保育情報の提供、就職活動に役立つセミナーの開催、子育て中の女性が働きやすい企業の求人開拓、就職あっせんまできめ細かな支援を行う。
- 子育て女性就職支援センター（北九州）は、マザーズハローワーク北九州と連携して、相互に支援メニュー等の周知、誘導等を積極的に行う。
- 子育て女性就職支援センター（北九州）は、マザーズハローワーク北九州から誘導された求職者に対し、専門の相談員による個別支援等を行い、就職を支援する。
- 時間などの制約から居住地近くでの就業を希望することが多い子育て中の女性を対象に、県内4地区での合同会社説明会を開催する。
- 具体的な就職活動に踏み出せない子育て中の女性を対象に、職場体験を柱としたプログラムを実施し、就職活動の活性化を支援する。
- 子育て中の人でも受講しやすい、託児付や短時間での職業訓練を民間教育訓練機関に委

託して実施する。また、介護や障がい等の理由で通所が困難な方も自宅で受講可能なe-ラーニング方式による職業訓練を行う。

- 高等技術専門校において、子育て中の人々が職業訓練を受講しやすくなるよう、民間託児施設を活用した託児サービスを無償で提供する。
- ひとり親サポートセンターはハローワークと連携し、ひとり親家庭への就労支援を行う。

《目標》

子育て女性就職支援センターによる就職者数 3,600人
(平成29年度から令和3年度までの累計)
子育て応援宣言企業の登録数 8,000社(令和3年度まで)(再掲)

【福岡労働局の取組】

- 「マザーズハローワーク」及び「マザーズコーナー」において、「福岡県子育て女性就職支援センター」への求人情報の提供、就職支援メニューの周知、求職者の誘導等について連携・協力し、子育て女性等の就職を支援する。
- 子育て中の女性を対象とした合同会社説明会等の開催に際しては、「マザーズハローワーク」及び「マザーズコーナー」等において、求職者への周知・広報を積極的に行う。
- マザーズハローワーク北九州は、福岡県子育て女性就職支援センターと連携して、相互に支援メニュー等の周知、誘導等を積極的に行う。
- マザーズハローワーク北九州は、福岡県子育て女性就職支援センターから誘導された求職者に対し、就職支援ナビゲーターが担当者制による個別支援等を行い、就職を支援する。
- 福岡県子育て女性就職支援センターとマザーズハローワーク北九州において、必要に応じて求職者情報を共有しチーム支援を実施する。
- 労働局及びハローワーク小倉は、それぞれの広報媒体・手段を活用して、ウーマンワークカフェ北九州を積極的に周知し、利用の促進を図る。

《目標》

マザーズハローワークにおける担当者制による 就職支援数 5,000人以上
同 就職率 92.7%以上

(3) 若者の活躍促進

ア 新規学校卒業者に対する就職支援

福岡県と福岡労働局は、共同して学校との連携を強化し、個々の生徒・学生に対する就職支援を図るとともに、合同会社面談会の開催や若者雇用促進法に基づくユースエール認定制度等の取組の促進によって、高校・大学等新卒者と企業のマッチング促進を図る。

(ア) 新規高等学校卒業者

【福岡県の取組】

- 福岡労働局と高校新卒者の就職希望状況等の情報を共有するとともに、高校新卒者の就職促進を図るための就職面談会を県内4地区で共同開催する。
- 高卒求人を予定する県内企業と高校の進路指導担当者等による交流会を県内4地区で開

催する。

《目 標》

就職内定率 全国平均以上

【福岡労働局の取組】

- 福岡県と実行委員会を構成し、高校新卒者の就職希望状況等の情報を共有するとともに、高校新卒者の就職促進を図るための就職面談会を県内4地区で共同開催する。
- 若者雇用促進法に基づき、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度の周知、申請勧奨を行う。

（イ）新規大学等卒業者

【福岡県の取組】

- 福岡県若者しごとサポートセンターにおいて、アドバイザーによる個別相談、就職支援セミナー等を実施する。
- 新卒応援ハローワークとの間で大学新卒者等の就職内定状況等の情報を共有するとともに、新卒応援ハローワークが実施する出張相談・セミナー等の実施状況を、福岡県若者しごとサポートセンターで定期的に開催されるセンター会議の場を活用して福岡労働局と検証し、相互の事業の連携を促進する。
- 大学等を訪問し、アドバイザーによる個別相談、面接訓練、就活準備講座を実施する。当該事業においては、新卒応援ハローワークの出張相談・セミナー等の実施状況にも留意し、効果的な事業実施を図る。
- 大学等合同会社説明会等を福岡労働局と共同開催する。
- 県内企業と大学等の就職指導担当者による就職情報交換会を開催する。

《目 標》

就職内定率 全国平均以上

【福岡労働局の取組】

- 「わかものジョブプラザ・福岡」の構成機関である福岡新卒応援ハローワークと福岡県若者しごとサポートセンターとの間で、大学新卒者等の就職内定状況等の情報を共有するとともに、就職支援が必要な大学等に対する出張相談・セミナー等を効果的に実施する。これらの実施状況については、福岡県若者しごとサポートセンターで定期的に開催されるセンター会議の場を活用して福岡県と検証を行い、相互の事業の連携を促進する。
- 福岡県と実行委員会を構成し、大学等合同会社説明会等を共同開催する。
- 若者雇用促進法に基づき、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度の周知、申請勧奨を行う（再掲）。

イ 未就職卒業者等に対する就職支援

福岡県若者しごとサポートセンターと新卒応援ハローワークは、未就職卒業者や学校中退者等の学校を離れた者及び既卒者（以下「未就職卒業者等」という。）に対して、相互に連携し就職支援を実施する。

【福岡県の取組】

- 福岡県若者しごとサポートセンターにおいて、アドバイザーによる個別相談、就職支援セミナー等を実施する。同センター利用者のうち、具体的な求人とのマッチングによる支援が必要と判断される未就職卒業者等については、新卒応援ハローワークによる個別就職支援に誘導する。
- 福岡労働局との共催により、未就職卒業者等を対象とした合同会社説明会を開催する。

《目標》

福岡県若者しごとサポートセンター利用者の就職者数 6,400人以上

【福岡労働局の取組】

- 福岡県若者しごとサポートセンターにおいて具体的な求人とのマッチングによる支援が必要と判断された未就職卒業者等に対し、新卒応援ハローワークにおいて、担当者制等による個別就職支援を実施する。
- 福岡県との共催により、未就職卒業者等を対象とした合同会社説明会を開催する。
- 福岡県若者しごとサポートセンターが実施する就職支援セミナー等の活用が就職支援として必要と判断される場合には、未就職卒業者等に周知し、同センターに誘導する。

ウ 東京圏等からの人材還流の促進（U I Jターン就職の促進）

福岡県と福岡労働局は、相互に連携・協力して、合同説明会等を開催し、東京圏等をはじめとした大都市圏からの人材還流を促進する。

【福岡県の取組】

- 九州・山口の地域や産業に目を向けてもらう機会を創出するため、東京圏等の大学3年生等を対象とした九州・山口の企業へのインターンシップを行う。
- 東京圏からの若者人材の還流と地元定着を図るため、九州・山口の企業による合同会社説明会等を東京圏で実施する。
- 東京圏、近畿圏及び中京圏の大学を中心にU I Jターン就職支援協定を締結し、県と大学が相互に連携・協力して、本県内の企業情報等を周知するなどして、本県へのU I Jターン就職を促進する。また、合同企業説明会や業界研究会・座談会を開催する。
- 近畿圏在住の既卒者のU I Jターン就職を促進するため、福岡県30代チャレンジ応援センターにおいて、民間事業者が近畿地区で実施する転職イベントに福岡県ブースを出展する。
- 福岡労働局が若年者地域連携事業で実施するU I Jターン希望者を対象とした合同企業説明会について、就職支援協定やふくおかよかこ移住相談センター等を活用し、大都市圏在住の若年求職者に対し周知を図る。

《目標》

【福岡労働局の取組】

- 福岡県が行う東京圏の大学4年生及び転職希望者を対象とした合同会社説明会等の開催に当たっては、東京圏の労働局に対して管下ハローワーク（新卒応援ハローワーク含む）におけるチラシの配架、求職者（学生）へのチラシ手交等周知や誘導を行うよう要請する。

エ フリーター等に対する正規雇用への就職支援

「わかものジョブプラザ・福岡」の構成機関である「福岡県若者しごとサポートセンター」及び「福岡県30代チャレンジ応援センター」と「福岡わかものハローワーク」との連携をさらに強化し、フリーター等の若者の正規雇用に向けた就職支援を実施する。

【福岡県の取組】

- 福岡県若者しごとサポートセンター、福岡県30代チャレンジ応援センターにおいて、具体的な求人とのマッチングによる支援が必要と判断された求職者については、福岡わかものハローワークの担当者制等による個別就職支援に誘導する。
- ハローワークにおいて、福岡県若者しごとサポートセンター、福岡県30代チャレンジ応援センターが実施する研修の受講が就職支援に効果的と判断された求職者に対して研修を実施する。
- アドバイザーによる正社員就職に向けた個別相談等を実施する。
- 福岡県若者しごとサポートセンターにおける就職支援セミナーや、福岡県30代チャレンジ応援センターにおける正社員就職応援セミナー等の各種セミナーを実施する。
- 福岡県30代チャレンジ応援センターにおいて、合同会社説明会を年6回程度開催する。
- メールマガジンの配信等により、福岡県若者しごとサポートセンター及び福岡県30代チャレンジ応援センター登録企業に対して、「ユースエール認定制度」についての周知を行う。
- 福岡労働局が若年者地域連携事業で実施する合同企業説明会について、センター利用者に対して周知を図る。
- 福岡労働局が就職氷河期世代の求職者を対象に実施する短期・集中的なセミナーについて、センター利用者に対して周知を図る。

《目標》

福岡県若者しごとサポートセンター利用者の就職者数 6,400人以上(再掲)

福岡県30代チャレンジ応援センター利用者の就職者数 1,000人以上

【福岡労働局の取組】

- 福岡わかものハローワークにおいて、求職登録時等に福岡県若者しごとサポートセンター、福岡県30代チャレンジ応援センターの就職支援メニューを説明の上、求職者の同意を得た上で、同時に県の両センターの登録を行うことを基本として対応する。
- 福岡県若者しごとサポートセンター、福岡県30代チャレンジ応援センターと福岡わかものハローワークにおいて、相互に連携した就職支援が必要な場合は、求職者情報を共有

しチーム支援を実施する。

- 福岡県若者しごとサポートセンター及び福岡県30代チャレンジ応援センターで行う各種セミナーや合同会社説明会等の事業について、管下ハローワークにおけるチラシの配架、求職者（学生）への手交や雇用保険受給者説明会での配付等周知や誘導を行う。
- 「ユースエール認定制度」の実施に当たっては、福岡県若者しごとサポートセンター事業及び福岡県30代チャレンジ応援センター事業と連携し、より有効な事業推進を図る。
- 就職氷河期世代の不安定就労者等を対象に実施する短期・集中的なセミナーについて、福岡県若者しごとサポートセンター及び福岡県30代チャレンジ応援センターと連携し、より効果的な周知を図る。

《目標》

フリーター等の若者の常用雇用者数 14,056人以上

オ 若年無業者等の就職支援の強化

若者サポートステーションとハローワークとの連携を強化し、若年無業者、高校中退者等の支援を強化する。

【福岡県の取組】

- 福岡労働局と連携の上、若者サポートステーション事業を実施する。
- 15歳から39歳までの若年無業者等の若者の職業的自立を支援するため、県内4か所の若者サポートステーションにおいて、キャリアコンサルタント、臨床心理士等による相談、グループワーク、セミナー、就労体験等を行う。
- 利用者の支援が円滑に行えるよう、ハローワークや引きこもり支援機関等と「福岡県若者自立支援機関連携会議」を開催し、連携を進める。
- 若年無業者が職業訓練を経て自信を持って就業することを目標に、高等技術専門校に入校するまでの支援として、校内見学会・オープンキャンパスへの誘導、入校前講座を実施する。

《目標》

若者サポートステーション 進路決定者数 450人以上

【福岡労働局の取組】

- 若者サポートステーションと各ハローワークの連携窓口（担当者）を明確にし、若者サポートステーションとハローワークにおいて、情報交換等を行い、連携強化を図るとともに、福岡労働局（ハローワーク）が主催する各種会議や研修等において、若者サポートステーション事業の周知を図る。
- 「わかものジョブプラザ・福岡」の構成機関である「福岡わかものハローワーク」及び「福岡新卒応援ハローワーク」においては、若者サポートステーションの支援メニューの周知、対象者の誘導を円滑に行い、求職者情報の共有、チーム支援等を活用しながら、若年無業者等の若者の就職支援を推進する。
- 福岡労働局が主催する合同会社説明会等に、若者サポートステーションのブースを設置する等して事業の周知や就職支援を推進する。

カ 若者の職場定着支援

若年在職者を対象とした職場定着支援及び非正規雇用労働者の正社員化に向けた取組を充実強化する。

【福岡県の取組】

- 福岡県若者しごとサポートセンターや福岡県30代チャレンジ応援センターのアドバイザーが就職活動時の相談に応じるだけでなく、就職後もフォローを行い定着支援を図る。
- 福岡県正規雇用促進企業支援センターにおいて、企業に対して相談援助を実施し、非正規雇用労働者の正社員化を促進する。
- 若手社員、指導者（上司・先輩）及びメンターに対するコミュニケーション推進研修を実施し、若手社員の早期離職の防止を図る。

【福岡労働局の取組】

- 福岡わかものハローワーク等において、「在職者相談窓口」を設置して若年在職者からの相談に対応するとともに、若年者地域連携事業を効果的に活用して企業及び若年在職者の職場定着支援を実施する。

（４）中高年齢者の活躍促進

福岡県と福岡労働局が共同で設置した福岡県中高年就職支援センター（以下「中高年センター」という。）において相互に連携し、中高年求職者の就職等活躍を促進する。

【福岡県の取組】

- アドバイザーによる個別就職相談等を実施する。
- 出前相談を県内17か所（ハローワーク等）で実施する。
- 就職活動のノウハウを提供する就職支援セミナーを県内各地で実施する。
- 中高年センター及び出前相談において個別相談による支援を行った者のうち、就職意欲や緊要度が高い求職者及び求職公開を希望する求職者について、キャリアの棚卸し支援を実施する。また、支援対象者の情報を中高年センターのホームページに掲載するとともにハローワークに提供し、ハローワークの求人者支援員と連携した個別マッチング支援を実施する。

《目標》

福岡県中高年就職支援センター	新規利用者数	1,000人以上
	就職者数	700人以上
出前相談	新規利用者数	2,000人以上
	就職者数	1,100人以上

【福岡労働局の取組】

- 中高年センターにおいて、職業相談・職業紹介、求人情報提供端末による求人情報の提供等を実施する。
- ハローワークにおいて、就職活動に様々な課題を抱える中高年求職者に対して、中高年センターの行う業務を周知し、誘導する。
- 中高年センターの出前相談に対して、ハローワークの会議室を提供するなどの支援を行う。また、ハローワークにおいて、就職活動に様々な課題を抱える中高年求職者に対して、出前相談を周知し、誘導する。
- 中高年センターや出前相談でキャリアの棚卸し支援を受けた中高年求職者について、福岡県からの情報提供を受け、ハローワークにおいて、求職公開シート等を活用して個別求人開拓等によるマッチング支援を実施する。

(5)「70歳現役社会～生涯現役社会」の実現

ア 高齢者の就労促進

福岡県70歳現役応援センターとハローワークは、互いに情報提供や利用者の誘導を行い、高齢者の就労を促進する。

【福岡県の取組】

※「70歳現役社会」の実現に向けた取組

福岡県では、年齢にかかわらず、それぞれの意思と能力に応じて、働いたり、NPO・ボランティア活動等に参加し、活躍し続けることができる選択肢の多い「70歳現役社会」の実現に取り組んでいる。

- 福岡県70歳現役応援センターにおいて、高齢者の経歴や技能、希望などを聞き、再就職やシルバー人材センター、NPO・ボランティア活動など多様な選択肢を提案・仲介する。
- 市町村やハローワーク等と連携し、福岡県70歳現役応援センターの出張相談会を実施する。
- 福岡県70歳現役応援センターにおいて、しごと・ボランティア合同説明会を実施する。
- 福岡県福祉人材センターに介護人材開拓員を配置し、福岡県70歳現役応援センター登録者等に対して介護職員としての就職を働きかける。

《目標》

70歳現役応援センターによる進路決定者数 累計13,000人（令和3年度末）

【福岡労働局の取組】

- 福岡県70歳現役応援センターに、高齢者向け求人情報の提供を行う。
- 概ね60歳以上の求職者については、同センターに積極的に誘導する。
- 福岡県70歳現役応援センターが実施する出張相談会やしごと・ボランティア合同説明会について、求職者に周知し、誘導を行う。
- 福岡県70歳現役応援センターが、ハローワーク求人情報を活用した職業紹介を円滑に

行うことができるよう、より一層の連携を図る。

イ 70歳まで働ける企業の拡大～生涯現役社会実現に向けた取組

福岡県70歳現役応援センターと福岡労働局は、高齢者雇用に積極的に取り組む優良な企業の取組事例を広報、周知することなどを通じて、「70歳現役社会～生涯現役社会」の実現に向けた社会風土の醸成に努める。

【福岡県の取組】

- 競争入札参加資格審査における「地域貢献評価項目」において、企業が70歳まで働ける制度を導入している場合、評価項目の加点対象とする。
- 福岡県70歳現役応援センターにおいて、以下の業務を行う。
 - ・ 企業に対する70歳まで働ける制度導入の支援、70歳まで働ける企業の開拓
 - ・ 70歳まで働ける制度の導入検討企業へ社会保険労務士を訪問させ、労務管理等の助言を行うことにより、制度導入企業の拡大を図る。
 - ・ 企業の人事担当者、中高年従業員を対象としたセミナーの開催
- 福岡県70歳現役応援センターに登録する、アンケート調査で就業意欲があると回答した進路未決定者に就労適性診断を実施し、適性に合った仕事を紹介する。

【福岡労働局の取組】

- 福岡県70歳現役応援センター及び（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構福岡支部高齢・障害者業務課（以下「機構業務課」という。）との定期的な情報交換、意見交換を行う。
- 福岡県70歳現役応援センターの訪問企業からの要請に応じ、高齢者雇用アドバイザーの派遣が行われるよう、機構業務課に対し協力依頼を行う。
- 福岡県70歳現役応援センターについて、福岡労働局HPや雇用管理セミナー等を活用して、事業主への周知を行う。
- 70歳まで働ける制度を導入した企業から提出された就業規則の届出受理を行う。
- 福岡県70歳現役応援センターが行う企業向けセミナーについて、高齢者雇用管理セミナーと連携・協力して行う。

（6）障がいのある人の活躍促進

ア 障がいのある人の就労促進

福岡県と福岡労働局は、障害者雇用の更なる促進を図るため、障害者雇用促進面談会、職場実習面談会、障害者雇用促進セミナー、特別支援学校生徒による技能発表会及び企業と特別支援学校教職員との交流会、テレワークによる障がい者雇用促進セミナー等について、連携し、就労支援を行う。

【福岡県の取組】

- 障害者雇用促進面談会、障害者対象合同企業説明会、障害者雇用促進セミナー、テレワ

ークによる障がい者雇用促進セミナーを福岡労働局と共同開催する。

- 特別支援学校高等部2年生による企業の人事担当者への「技能発表会」、発表会終了後の「企業と教職員との交流会」を、福岡労働局の協力を得て、年1回開催する。
- 特別支援学校高等部3年生等を対象とした企業経営者の講話、先輩の体験談、模擬面接、生活技能訓練を内容とする就職に向けた総合的な就職準備講座を、ハローワークの協力を得て実施する。
- 特別支援学校高等部に在籍している就職が決定していない生徒に対して、企業等の現場での実習を行うことにより、就職に結びつく実践的な能力、社会人としてのマナー、職場内でのコミュニケーション技法等の習得を図る。
- 障害者職業能力開発校において、精神障がい（発達障がいを含む）のある訓練生に配慮した訓練をするため、精神保健福祉士を配置し、相談対応等を行う。
- 精神障がいの可能性のある訓練生に配慮した訓練をするため、県内7校ある高等技術専門校へ精神保健福祉士を派遣し、相談対応等を行う。
- 障がい者が身近な地域で職業訓練を受講できるよう、4地域で民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施する。
- 中小企業における精神障がいのある人の雇用を拡大するため、中小企業にアドバイザーを派遣し、障がい者雇用に必要な知識・情報の提供から、従事可能な仕事の創出や職場環境づくり、雇用後の定着までの一貫した支援を行う。
- テレワークを活用した障がい者雇用に意欲がある企業（3社）に対し、導入準備から職場定着まで専門家によりサポートする「テレワークによる障がい者雇用促進サポートモデル事業」を実施し、県内企業における導入事例を実現することで、テレワークの促進を図る。

【福岡労働局の取組】

- 精神障害者の雇用義務化に伴い、法定雇用率が引き上げられたため、法定雇用率未達成企業の解消を目的として、障害者雇用促進セミナーを、県内4地区で福岡県と共同開催する。（精神、発達障害者に対する理解促進のための「しごとサポーター養成講座」をカリキュラムに含む）
- 障害者の雇用促進を図るため、障害者雇用促進面談会を県内4地区で、障害者対象合同企業説明会を福岡地区で、福岡県と共同開催する。
- 福岡県の協力を得て、特別支援学校高等部1・2年生を対象とした実習受入企業と特別支援学校生徒との「職場実習面談会」を、県内2地区で2回開催する。
- 特別支援学校卒業生の就職拡大を目的として、福岡県が実施する「技能発表会」及び「企業と特別支援学校教職員との交流会」の企業への周知及び参加依頼等について協力する。
- ハローワークと特別支援学校は、生徒の実習先及び就職先の拡大に向けて、日常的に情報交換、意見交換を行う。

イ ハローワークと障害者就業・生活支援センターとの連携

福岡県と福岡労働局は、障がいのある人の職場実習、就職後の定着支援、事業所支援等について、ハローワークと障害者就業・生活支援センターとの連携が円滑に行われるよう、チーム支援体制の強化を行う。

【福岡県の取組】

- 障害者就業・生活支援センターの実情を把握し、情報提供を行う。
- 障害者就業・生活支援センターについて、広く県民や事業主への広報周知を図る。
- 福岡県の無料職業紹介事業について、ハローワークの協力を得て、障害者就業・生活支援センターとの連携を密にしながら就労を促進する。

《目標》

障害者雇用率 法定雇用率（2.2%）の達成

【福岡労働局の取組】

- ハローワークは、チーム支援をサポートする就職支援コーディネーターが中心となり、障害者就業・生活支援センター及び関係機関との連携を援助する。
- チーム支援に当たっては、障害者就業・生活支援センターの実情に関する福岡県からの情報を参考とする。
- 両機関の担当者の意見交換、情報交換を促進する。
- 福岡県の無料職業紹介事業が円滑に行われるよう、ハローワークの障害者求人情報をオンライン提供する。

（7）外国人材の受入れ支援

福岡県と福岡労働局は、外国人材の県内への受入れについて、相互に連携し、共生の観点から様々な支援を実施する。

【福岡県の取組】

- 行政機関や経済団体・事業者団体、士業団体等を構成員とする福岡県外国人材受入対策協議会を設置・運営し、情報の共有や相互連携、課題の把握等を図ることにより、外国人材の受入れ関係機関における取組みを促進する。
- 「福岡県外国人相談センター」を設置し、市町村と連携して、全市町村の窓口で、外国人の相談に多言語で対応できる体制を構築する。
- 福岡県留学生サポートセンターにおいて、就活専門員による個別相談、就職支援セミナー等を実施する。
- 福岡県留学生サポートセンターは、無料職業紹介事業所として、申請のあった企業を留学生に紹介し、留学生の就職支援を実施する。
- 福岡県留学生サポートセンターは、福岡労働局等が主催する主に留学生を対象とした就職活動支援イベントの開催について協力する。
- 福岡県は「九州グローバル人材活用促進協議会」が運営する「Work in Kyushu」を活用して、留学生の就職支援を実施する。

- 福岡県及び福岡県留学生サポートセンターは福岡労働局が留学生等に係る制度・手続き、イベント開催などの周知を行う場合、広報活動について協力する。
- 外国人材の受入れに関する企業向けの相談窓口を設置し、相談対応や情報提供、法令遵守の啓発を行うとともに、相談内容に応じた適切な関係機関を紹介する。また、必要に応じて県内各地で出張相談を行う。
- 外国人材を受け入れるに当たって企業が遵守すべき法令等について、企業講習会を実施する。

【福岡労働局の取組】

- 福岡新卒応援ハローワーク（令和元年8月から外国人雇用サービスセンター（以下「外セン」と言う。）開設予定）において、留学生や専門的・技術的分野の外国人求職者に対する職業相談、職業紹介、各種セミナー等の就職支援を実施する。
- 福岡新卒応援ハローワーク（令和元年8月から「外セン」開設予定）において、留学生や専門的・技術的分野の外国人求職者を積極的に採用したい事業主に対する相談支援や求人開拓等の取組を行う。
- 福岡労働局は、福岡県及び福岡県留学生サポートセンターが主催する主に留学生を対象とした就職活動支援イベントの開催や、周知を行う場合の広報活動について協力する。
- 福岡労働局は「九州グローバル人材活用促進協議会」が運営する「Work in Kyushu」を活用した留学生の就職支援に係る広報活動等について協力する。
- 福岡労働局は、ハローワーク求人窓口でのリーフレット配架や、事業主説明会・セミナー等でのリーフレット配付等、県が開設する外国人材の受入れに関する企業向け相談窓口及び「福岡外国人相談センター」に係る広報活動について協力する。
- 福岡労働局は、外国人材の受入れに関する企業向けの相談に係る相談窓口及び出張相談について、実施場所の確保や広報活動等、必要に応じて運営に協力する。
- 福岡労働局は、県が開催する外国人材の受入れに関する企業講習会に係る広報活動等について協力する。

（8）様々な求職者への支援

ア 難病・がん患者等の活躍促進

福岡県と福岡労働局は、福岡県難病相談支援センター及びがん相談支援センター等の関係機関と連携し、難病・がん患者等長期療養が必要な者に対して就労支援を行う。

【福岡県の取組】

- 就労環境整備のためのアドバイザーを派遣して行う個別相談において、がん患者が治療を受けながら継続就労できる社内制度等の導入にあたっての助言などを行う。
- 福岡県難病相談支援センターにおいて、難病患者やその家族からの相談を受けるほか、ハローワークと連携して就労支援を行う。
- 病気の治療と仕事の両立を支援するため、短時間勤務等の導入を検討する事業所にアドバイザーを派遣するとともに、両立支援導入のための就業規則見直しに係る経費を助成す

る。

- 県内19カ所の「がん相談支援センター」に、社会保険労務士を「就労支援アドバイザー」として派遣し、就労継続のため、がん患者及びその家族からの就労相談に対する支援等を行う。

【福岡労働局の取組】

- ハローワーク福岡東に難病患者就職サポーターを配置し福岡県難病相談支援センターと連携し、就職支援を行う。
- ハローワーク福岡中央及びハローワーク八幡に長期療養者就職支援ナビゲーターを配置し県内がん診療連携拠点病院（がん相談支援センター）と連携し、就職支援を行う。
- 難病患者の就職支援ネットワークの構築のため「難病患者就職支援連絡協議会」において情報の共有を行う。

イ 生活困窮者への就労支援

福岡県と福岡労働局は、生活保護受給者・児童扶養手当受給者などの生活困窮者に対する効果的な自立支援のため、保健福祉（環境）事務所、ひとり親サポートセンター及び自立相談支援機関とハローワークが一体となった就労支援の充実を図る。

【福岡県の取組】

- 情報交換等を始めとした福岡労働局との連携に基づき、生活保護受給者等の就労支援を行う。
- ハローワークによる巡回相談の取組がさらに拡大し、効果的に就労支援が進むよう、市町村に働きかけを行う。
- ひとり親サポートセンターはハローワークと連携し、ひとり親家庭への就労支援を行う。（再掲）
- 「自立相談支援事業」を実施し、当該事業の支援対象者のうち就労可能なものに対して、福岡労働局及びハローワークと連携して就労支援を行う。
- 就労指導員や自立支援通訳の派遣や九州中国帰国者支援・交流センター、福岡労働局及びハローワークと連携し、中国帰国者2世、3世の方への円滑な就労活動の支援を行う。

【福岡労働局の取組】

- 生活保護受給者等の生活困窮者の就労支援について、福岡県と随時情報交換・意見交換を行う。
- ハローワークにおける生活保護受給者及び児童扶養手当受給者の求職活動状況に関する情報を本人の同意を得た上で、各保健福祉（環境）事務所に提供する。
- ハローワークは、福岡県の協力を得て、巡回相談実施箇所の拡大を図る。
- 福岡労働局及びハローワークは、福岡県が実施する「自立相談支援事業」と連携し、生活困窮者等に対する就労支援を行う。
- 「自立相談支援事業」事業者と生活困窮者等に対し、公的職業訓練情報を提供する。

4 公共職業訓練、求職者支援制度を活用した能力開発

福岡県と福岡労働局は、ハローワーク等で把握する職業訓練ニーズを的確に捉え、情報の分析と共有を行った上で、総合的な訓練計画の策定に努めるとともに、職業訓練情報の一体的周知・広報における連携した取組を実施し、また、受講者の就職状況等を共有し一体となって訓練受講者の就職支援を実施する。

【福岡県の取組】

- 施設内・委託訓練の当該年度分の入校状況を毎月末に福岡労働局に情報提供する。
- 両訓練実施後の就職状況を定期的に福岡労働局に情報提供する。
- 福岡県の施策や産業動向について福岡労働局に情報提供する。
- 福岡労働局・ハローワークと連携し、訓練コースの設定に係る情報収集・ニーズ分析を実施する。
- 平成25年度から設置した公共職業訓練連携推進員により、訓練コース設定から訓練終了後の就職支援までの取組を充実、強化する。

《目標》

公共職業訓練の就職率（技専校）	施設内訓練	80%以上
	委託訓練	75%以上
公共職業訓練の就職率（障害者校）	施設内訓練	65%以上
	委託訓練	55%以上

【福岡労働局の取組】

- 職業訓練コースの設定に資するニーズを把握し、定量的な分析を行った上で、福岡県に情報を提供する。
- 訓練施設の見学等により、訓練内容等を十分に把握した上で、求職者を適切な職業訓練に誘導する。
- 訓練施設の協力を得て、訓練修了前の職業相談を実施し、訓練修了者の早期就職を促進する。
- 公共職業訓練と求職者支援訓練とを合わせた総合的・一体的な訓練計画を策定し、効果的かつ効率的な訓練を実施する。